

## 佐賀県告示第 90 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 8 年 3 月 27 日から同年 4 月 27 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 早良中原停 車場線	神埼郡吉野ヶ里町松隈字竹屋敷 2337 番 2 地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字豆野 2418 番 1 地 先まで	令和 8. 3. 27
一般国道 264 号	神崎市千代田町下坂字西三の坪 622 番 1 地 先から 神崎市千代田町下坂字西二の坪 543 番 6 地 先まで	令和 8. 3. 27
県道 佐賀外環状 線	神崎市神埼町神埼字三丁目 419 番 1 地先か ら 神崎市神埼町神埼字一丁目 85 番 1 地先ま で	令和 8. 3. 27
県道 広滝大和富 士線	神崎市脊振町鹿路字平 1428 番 3 地先から 神崎市脊振町鹿路字北谷 1443 番 1 地先ま で	令和 8. 3. 27
県道 中原三瀬線	神崎市脊振町服巻字田中 819 番 1 地先から 神崎市脊振町服巻字八面 718 番 1 地先まで	令和 8. 3. 27